

補助要望にあたって

- (1) 町内会内部で合意形成を図るようにしてください。
- (2) 地元積立金等による資金計画が適切か確認してください。
- (3) 集会所を建設するにあたって、建築確認（必要ない場合は、区域外建築証明）を、市役所開発建築指導課に申請することになりますが、申請の前に建設予定の区域によって、開発許可、農地転用、農振除外の手続きが必要になる場合がありますので、ご確認ください。

開発許可、農地転用に約2か月、農振除外に約半年の期間を要しますので、これらの手続きが必要な場合は、あらかじめ準備をお願いいたします。

- (4) 集会所を建設した後に、土地に関するトラブルが発生しないよう、必ず申請の前に建設予定の土地について契約書や覚書を作成するなどして権利関係を明確にしてください。（敷地が借地となる場合は、特にご注意ください。）
- (5) 福島県「ひとにやさしいまちづくり条例」により、玄関のスロープの設置や障がい者等が利用できるトイレを整備することなどが必要になるため、建築確認申請が必要な案件については、業者と協議して見積書に反映させてください。
- (6) 公共下水道の切替え工事については、供用開始時期を確認してください。
- (7) 本事業は次年度に繰り越しすることができませんので、工期について確認してください。5月に審査を始め、交付が決定するまで最低1か月程度かかるため、**工期の始期は早くとも6月以降**としてください。
- (8) 事業計画報告書提出後、やむを得ず事業を中止する場合には、早急に地域共創課へ報告してください。

※交付決定通知前の着工は、補助対象事業として認められませんのでご注意ください。

1 補助要件について

区 分	補助要件
新築の場合	・ 原則として町内会等の世帯数が30世帯以上 ・ 建築面積が33平方メートル以上 ・ 建築するための用地が確保されていること
増築の場合	・ 増築する面積が10平方メートル以上 ・ 補助対象事業費が30万円以上
改築、改修、修繕の場合	・ 補助対象事業費が30万円以上
バリアフリー改修の場合※1	・ 補助対象事業費が3万円以上
給排水衛生設備改修の場合	・ 既存の集会所が新たに公共上下水道を利用するため改修するものであること
購入の場合	・ 原則として町内会等の世帯数が30世帯以上 ・ 購入面積が33平方メートル以上

※1 バリアフリー改修の対象工事について

工事内容	工事内容の詳細
手すり等の取り付け	・ 手すり等を設置する工事
段差等の解消	・ 出入口の段差を解消する工事 ・ 階段の勾配を緩やかにする工事
床材等の変更	・ 床やタイルを滑りにくくする工事 ・ 畳を床材等へ変更する工事 ・ 階段に滑り止めを行う工事
出入口の変更	・ 間口幅を広げるための工事 ・ 開き戸を引き戸、折れ戸等に取り替える工事 ・ 扉の取り替えに伴う壁又は柱の改修工事 ・ ドアノブの変更、戸車の取り付け等の工事
便器等の取り替え工事	・ 和式便器を洋式便器に取り替える工事 ・ 洋式普通便座を暖房便座及び温水洗浄機付に取り替える工事
その他	・ その他市長が必要と認める工事

2 補助額について

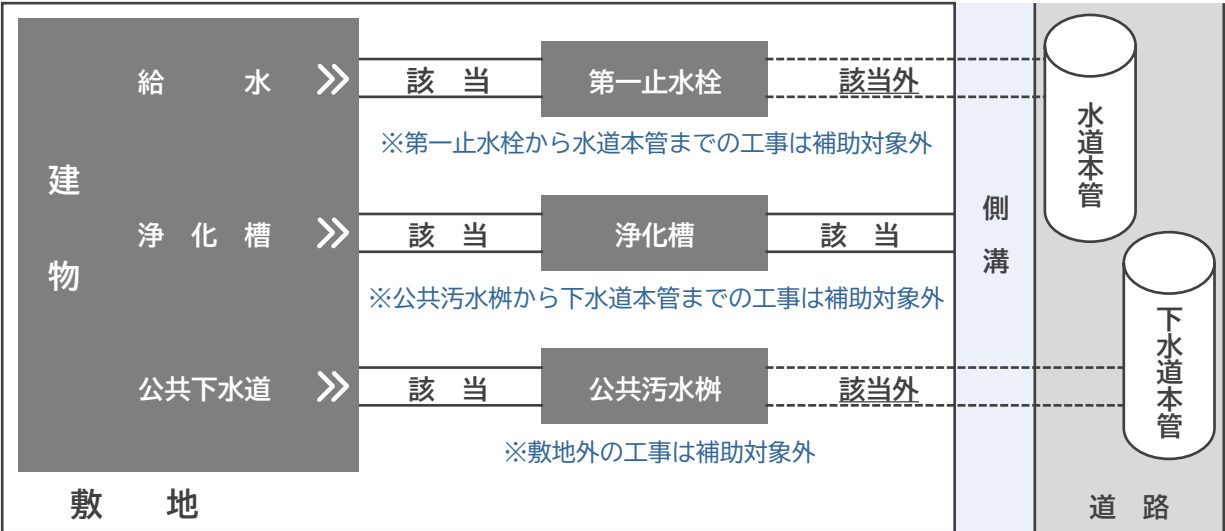
補助対象事業費	補 助 額
1, 5 0 0万円以下のもの	補助対象事業費の1 0 0分の3 5以内の額
1, 5 0 0万円を超えるもの	その超える額に1 0 0分の2 5以内の額に 5 2 5万円を加算した以内の額 ※上限額6 5 0万円

※1, 0 0 0円未満切り捨て

3 補助の対象範囲について

補助対象	・ 本体工事費 ・ エアコン設置に係る本体及び工事費用 ・ 水道加入金など 給水装置工事施工承認申込のなかで、水道局が徴収する手数料および加入金の合計金額
補助対象外	・ 敷地の購入、造成工事費 ・ 外構工事費 ・ 設計費 ・ 各種申請料、手数料 ・ 備品購入費…机、座布団、テレビ、カーテン、ブラインド、網戸など （エアコンは補助対象） ・ 敷地外の給排水設備工事費（公道掘削工事費など）※2

※2 給排水設備工事敷地内・敷地外工事の区分



4 再補助の制限について

当該補助事業の交付を受けたことがある場合は、完了した翌年度から、新築の場合15年、新築以外の場合10年を経過すれば再補助が可能となります。

給排水衛生設備改修工事のみ、またはバリアフリー改修工事のみ、あるいは災害被害復旧工事のみの場合は再補助制限はありません。ただし、それ以外の工事と併せて実施する場合には、再補助の制限対象となります。

5 よくある質問

Q 1	集約した要望はすべて認められるのか？
A 1	予算の範囲内での実施となりますので、事業要望の状況によっては次年度以降の実施となる場合がありますので、ご了承ください。
Q 2	業者が作成した集会所の図面がない場合はどうしたら良いか？
A 2	町内会において図面の作成をお願いいたします。 なお、事前審査において、見積書に記載の部材等の面積や長さなどと照らし合わせますので、極力、正確に作成をお願いいたします。
Q 3	補助申請後、物価や人件費の高騰により事業費が増大した場合、補助額は増やしてもらえるか？
A 3	当初申請に対する交付決定額が補助上限額となります。事業費が増大した場合でも、原則、補助上限額は変わりません。
Q 4	エアコン設置のみはどの補助区分に分類されるのか？
A 4	エアコン設置は一般改修と同様の扱いとなり、再補助の制限対象となります。
Q 5	エアコンは1施設で何台まで補助対象となるのか？ また、大きさに制限はあるのか？
A 5	台数や大きさに制限を設けていませんが、施設の規模などから合理的な台数及び機能のものとさせていただきます。
Q 6	現況写真はプリンター等で印刷したものも可能か？
A 6	現像写真のほか、プリンター等により印刷したものも可能ですが、写真の内容が把握できる画質で印刷をお願いいたします。 なお、A4サイズ of 用紙に印刷する場合は、片面に2枚までの印刷としてください。